

通年議会

地方議会で、定例会の会期を1年として閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度です。

いままで定例会は年4回開催され、それぞれ定例会ごとに会期が決まってきました。「通年議会」は、この定例会を年1回とし、豊浦町の場合、会期を1月6日から翌年の1月5日までの1年間として、本会議や委員会が随時開催できます。

本会議はどのようにして開催されるか？

議会は年4回「町長の招集」で開催されていましたが、通年議会になると町長が年1回議회를招集するだけで、あとは必要に応じ「議長」が本会議の休会と再開を繰り返します。運用上は、いままでの定例会の月（3・6・9・12月）の会議を基本とし、それ以外は随時再開します。

通年議会になると、どう変わるか？

本会議がいつでも再開できるので、緊急に議案等の審議が必要となったときや意見書の提出、また会期中に制限されていた委員会活動が通年になることで活発になるなど、議会が柔軟に対応でき効率の良い議会運営が図られます。

通年議会の中身は？

通年議会とは言っても毎日、議員が議場に集まって議論をしているわけではありません。緊急の案件や検討しなければならない案件が出た場合、議長がいつでも議会を開くことができます。

今までの議会と通年議会は何が違うのか？

緊急の案件が出た場合には、臨時会を開けば良いのでは？と思いがちですが、今までの議会は、あくまで町長が議会の開会を「依頼」して開会になるため、議会議員が緊急の問題だと思っても町長からの依頼が無ければ議場に集まって議論することは出来ませんでした。しかし、通年議会は議長が議会開会を行うため、議会主導で問題の調査や審議に取り組みます。（例 災害箇所の視察、緊急な予算案の審議）